

岩手県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、滝沢村から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成22年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 地区計画等（地区計画）
- 2 名称 県大周辺地区地区計画